

報告事項カ

登録記念物の新登録及び史跡の追加指定について

登録記念物の新登録及び史跡の追加指定について、別紙のとおり報告します。

平成22年5月27日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

登録記念物の新登録及び史跡の追加指定について

文化財課

平成22年5月21日に、国の文化審議会から文部科学大臣に下記の文化財を登録記念物・史跡として新登録・追加指定するよう答申されました。

記

1 国登録記念物（名勝地）に新登録

小川氏庭園（おがわしていえん）倉吉市河原町
河原町で代々酒造業を中心に営む小川家の庭園である。

庭園は河原町通りに面した「前庭」、主屋と土蔵の間の「中庭」、鉢屋川沿いの別区画の「環翠園」の三区画から構成される。特に環翠園は亀島が浮かぶ園地を中心に、2つの茶室（1つは現存せず）を備えた和風を基調とした庭園でありながら、高く聳える赤煉瓦の煙突を景物に取り入れて、近代の象徴的な人工物が効果的に使われている。こうした小川氏庭園は、近代の山陰地方における造園文化に与えた影響は大きく、貴重な存在といえる。



小川氏庭園（環翠園）

参考 鳥取県の国登録文化財の内訳（今回の登録含む）

	国登録有形文化財	国登録有形民俗文化財	国登録記念物	国登録文化財総数
県内	147	1	2	150
うち倉吉市	30	0	1	31

2 国史跡に追加指定

青谷上寺地遺跡（あおやかみじちいせき） 鳥取市青谷町

鳥取市青谷町に位置する弥生時代の集落跡。この遺跡からは木器・骨角器・獣骨等や鉄器・青銅器等、多種多様な遺物が大量に出土し、弥生時代の社会を知る上で極めて重要であるため、平成20年3月に史跡指定された。

今回は、居住域や水田域の一部を追加指定する旨の答申がされたもの。

（参考）青谷上寺地遺跡史跡指定地関係の面積

史跡想定面積	146,384.99㎡
既指定面積（H20年3月）	139,875.13㎡
追加指定面積（今回）	3,217.88㎡
未指定面積	3,291.98㎡

青谷上寺地遺跡史跡指定等の対象地域の範囲を示す地形図

